

平成19年2月8日
環境省総合環境政策局

1. 制度の趣旨

持続可能な21世紀社会の構築、環境と経済の好循環に向けて、環境分野の研究・技術開発（以下単に「研究開発」という。）は重要な要素のひとつである。

このため、広く産学官などの英知を活用した研究開発の提案を募り、優秀な提案のあった応募者が所属する試験研究機関等に当該研究開発を委託して実施することにより、研究開発の推進を図るものである。

今回、平成19年度環境技術開発等推進費の基礎開発領域において「健康リスク評価技術等分野」、また、戦略的研究開発領域を新たに創設して、「アジアの都市における自然共生型環境管理システムの研究」を募集する。

なお、本公募は、本来平成19年度予算が成立した後に行うべきであるが、できるだけ早く研究開発費を配分するために予算成立前に行うものであり、課題の採択及び研究開発費の配分内容に変更が生じる場合がある。

（健康リスク評価技術等分野について）

環境は様々な事象が複合した系であり、未解明な現象や現状の環境保全技術では対応できない課題が非常に多く、基礎段階から徹底的な研究が必要である。

また、今後新たな環境問題が発見され、また、その解決までに長期を要する環境問題もあると考えられることから、将来の環境状況を予測するとともに、予想される将来の環境リスクに予防的に対応するための研究開発課題に取り組む必要がある。

このため、産学官の連携の下、次世代の環境保全技術の基礎となる「知的資産」を蓄積するための基礎的・基盤的研究を重点的に実施する。

（アジアの都市における自然共生型環境管理システムの研究について）

<背景> 持続可能な社会の実現のための目標の一つである「自然共生型社会」をアジアにおいて実現することは、国際貢献として重要であるのみならず、日本とアジアが共に持続的に成長するためのインフラを整備することでもある。そのような社会を可能にする対策技術の適応性検討、社会モデル構築、シナリオ策定、環境管理手法の開発、健全な水循環の実現等を内容とする研究については、中央環境審議会答申「環境研究・環境技術開発の推進戦略について（平成18年3月）」において重点投資課題として位置づけられているところである。

そこで、平成19年度環境技術開発等推進費戦略的研究開発領域では、アジアの都市における自然共生型環境管理システムに関して、次の目標をもった東アジアにおける具体的な都市、流域圏を対象にした研究課題を募集する。

<目標> アジアの都市における自然共生型管理システムについて、具体的な都市、流域圏を対象として対策技術の適応性検討、社会モデルの構築、シナリオ策定、管理手法の検討を行い、自然と都市活動の共生による持続可能な発展を実現するための政策提言の基盤を創ると共に、日本における自然共生型管理システムに係る政策形成に資する点について明らかにするものである。

2. 公募の対象

（1）基礎研究開発 「健康リスク評価技術等分野」

多種多様な環境リスク要因が健康に及ぼす影響についての総合的・複合的評価に必要な基礎研究を対象とし、以下の ～ に掲げるテーマを対象とする。

環境リスク評価手法に関する研究

- ・バイオマーカーを用いた健康影響評価手法の研究
- ・ダイオキシン類の健康リスク評価に関する研究
- ・臭素系ダイオキシンの健康影響、ばく露に関する研究
- ・高感受性集団のリスク評価に関する研究
- ・新しい環境リスク評価手法に関する研究

小児の脆弱性を考慮したリスク評価の研究

(人材養成に関する研究、ばく露評価手法の開発、健康影響評価手法の開発、試料バンキングシステム、医療福祉施策、リスクコミュニケーション、等)

公募に当たっては、「小児の環境保健に関する懇談会報告書」(平成18年8月)、5.今後の対応策と研究推進の方向性についての提言(P.6～)、を参考のこと。

<http://www.env.go.jp/chemi/report/h18-04/index.html>

社会における環境リスクのとらえ方(リスク認知)に関する研究

(2) 戦略的研究開発領域 「アジアの都市における自然共生型環境管理システムの研究」

公募の対象とする研究開発領域及びその技術分野は、アジアの都市及び流域圏を対象として、健全な水循環の実現を含む、自然と都市活動の共生による持続可能な発展のための対策技術の適応性検討、社会モデル構築、シナリオ策定を行い、統合的な管理システムの検討を行うものである。

研究に当たっては、アジアの都市、流域圏を具体的な研究対象として、その有効性を示す。さらに、必ず日本における自然と都市活動の共生に係る政策形成に資するシステムの内容について明らかにする。人文・社会科学研究を含むことが望ましい。

(注) 地球環境研究総合推進費(<http://www.env.go.jp/earth/suishinhi/index.htm>)、廃棄物処理等科学研究費補助金(http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/kagaku/index.html)及び地球温暖化対策技術開発事業(http://www.env.go.jp/earth/ondanka/koubo_7/index.html)における対象技術分野に該当する研究開発課題は、公募の対象としない。

環境研究・技術開発の支援制度に関する問い合わせ(環境省の競争的研究資金等)

<http://www.env.go.jp/info/inquiry/shien.html>

3. 公募の要件

(1) 応募者の要件

応募者(以下「研究開発代表者」という。)は、次のア～キに掲げる試験研究機関等に常勤の研究者として所属する者とする。

ア. 国立試験研究機関

イ. 独立行政法人試験研究機関

ウ. 学校教育法に基づく大学(大学共同利用機関法人を含む。)、高等専門学校(独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。)

エ. 特別な法律により設立された法人又は民法第34条の規定に基づき設立された法人の試験研究機関・部門

オ. 地方公共団体の試験研究機関

カ. 民間企業(日本の法人格を有すること。)の試験研究機関・部門

キ. その他日本の法人格を有する組織の試験研究機関・部門

研究開発代表者は、研究開発分担者と共同して共同研究開発プロジェクトを組むことができ

る。この場合、研究開発代表者は、あらかじめ、研究開発分担者の承諾を得ること。

共同研究開発プロジェクトは、産学官の連携が図られていることが望まれる。

外国出張その他の理由により、長期にわたって研究開発代表者の責任を果たせなくなる場合及び定年等により退職し、試験研究機関等を離れると予想される場合には、研究開発代表者になることを避けること。

(2) 研究開発分担者の要件

研究開発分担者は、3.(1) に規定する応募者の要件を満たす者とする。

(3) 試験研究機関等の承認

研究開発代表者及び研究開発分担者は、あらかじめ、次の 及び の事項についてそれぞれの所属する試験研究機関等の代表者の承認を得ること。

提案に係る課題を所属する試験研究機関等の業務（公務）として行うこと（3.(1) ア及びイの試験研究機関に属する研究開発代表者又は研究開発分担者に係る承認については、この限りでない。）

試験研究機関等の経理担当部局が研究開発費の管理を行うこと

(4) 応募の数の制限

同一の技術分野に対して応募できる課題数は、研究開発代表者、研究開発分担者にかかわらず1件に限る。（同一試験研究機関等において、異なる研究開発代表者又は研究開発分担者が同一の技術分野に対して応募することを妨げるものではない。）

(5) 既助成課題の応募の禁止

既に他府省の研究費助成制度による助成（平成18年度末をもって終了するものを除く。）を受けている（助成の決定を含む。）研究等と内容が同様と認められる課題について、当該研究等を実施している者（分担を受けて実施する者を含む。）は、本制度への応募を行ってはならない。

4. 課題の採択

(1) 採択予定数

若干数

(2) 採択

環境省内に設置する「総合研究開発推進会議」（総合環境政策局長が委嘱する外部有識者で構成）の事前評価の結果を踏まえ、財務省と協議を行った上で、環境省において採択する。

(3) 事前評価の方法

事前評価は、「書面評価」及び「ヒアリング評価」により実施する。

書面評価は、応募書類を基に「2.公募の対象」及び「3.公募の要件」において示す事項への適合性並びに研究開発の目的・目標、内容、計画等の観点から行う。書面評価の結果は、公募締切後概ね1か月後を目途に、研究開発代表者に対して通知する。

ヒアリング評価は、書面評価において高い評価を得た課題について、研究開発代表者又は研究開発分担者からのヒアリングを基に上記の観点（適合性の観点を除く。）から総合的に行う。

(4) 採択の結果等の公表

採択及び事前評価の結果は研究開発代表者に対して通知するとともに、採択された課題に係る研究開発代表者及び研究開発分担者並びに計画の概要等は環境省ホムページに掲載するほか、印刷物により公表することがある。

5. 研究開発費の配分

(1) 研究開発費の規模

研究開発費の規模

基礎研究開発 「健康リスク評価等技術分野」

研究開発費の規模は500～5,000万円（間接経費を含む。）/年、研究開発期間は2年間とする。

戦略的研究開発領域 「アジアの都市における自然共生型環境管理システムの研究」

研究開発費の規模は2,500～5,000万円（間接経費を含む。）/年、研究開発期間は4年間とする。

研究開発費は、年度ごとに当該年度分の額を財務省と協議を行った上で、決定する。ただし、課題の性質上その実施に相当の期間を要し、かつ、課題が本年度内に終わらない場合にも引き続いて実施する必要があるものであり、次の事由に該当すると認められる場合には、年度内に使用し終わらなかった予算を、翌年度へ繰越すことができるものとする。

ア．試験研究に際しての事前調査又は研究方式の決定の困難

研究の着手により初めて明らかになる、汚染の状況など当初予期しなかった新たな現象や知見に遭遇した場合、また研究課題採択から研究計画を確定する間において新たな知見が発生した場合、内外の関連学会等の情報収集や当初の研究方式の再検討などを行う必要があり、それに予想以上の日数を要する恐れがある場合。

イ．計画に関する諸条件

研究計画実施中において、新技術・新材料及び新規条件の出現、装置等の仕様再検討の必要、研究の進捗状況に応じた評価の実施や優秀な研究者の適時確保の困難、海外研究機関との共同研究における相手先の不測の事態の発生などにより、当初計画の変更を余儀なくされる場合。

ウ．気象の関係

屋外での調査研究において、台風、豪雨、豪雪等の天候により、大きく影響されることとなり、研究の遅延を余儀なくされる場合。

エ．資材の入手難

研究計画実施上必要となる、特殊な素材や材料（DNAチップなど）の入手や製作が困難となり、その結果研究の遅延を余儀なくされる場合。

オ．その他のやむを得ない事由（ア～エの事由に類似した事由に限る。）

(2) 研究開発期間

研究開発期間は、(1) 研究開発費の規模のとおりである。

研究開発期間の延長は、原則として、中間評価を実施し、高い評価を得たものについて行う。

中間評価において評価が低かった場合は、当該中間評価の実施年度の翌年度の研究開発費を減額する等の措置をとる場合がある。また、研究開発を中止すべきと評価された場合は、当該中間評価の実施年度の翌年度以降は、研究開発費の配分を行わない。

（注）中間評価は、「環境技術開発等推進費に係る研究開発評価実施要領（平成19年2月8日総合環境政策局長決定）」（以下「評価要領」という。）により実施するものであり、中間評価は、3年目の上半期に実施するものと定めている。

(3) 研究開発費の配分方法

次のいずれかの方法で行う。（下図参照）

ア．研究開発代表者が国立試験研究機関に所属する場合 当該機関の所管府省への移替えによる方法

イ．研究開発代表者が独立行政法人試験研究機関に所属する場合 当該法人の所管府省への移替えの上、所管府省からの委託による方法

ウ．ア、イ以外の場合 環境省から当該試験研究機関等への委託による方法

（注）委託契約に基づき、必要があると認められる経費について概算払いすることができるが、委託費の支払いは、原則として、毎年度、委託契約期間終了後の精算払いとしていることから、余裕

を持った研究資金計画とすること。

研究開発分担者への研究開発費の配分は、原則として、研究開発代表者の所属する試験研究機関等と研究開発分担者の所属する試験研究機関等との間の委託契約によるものとする。

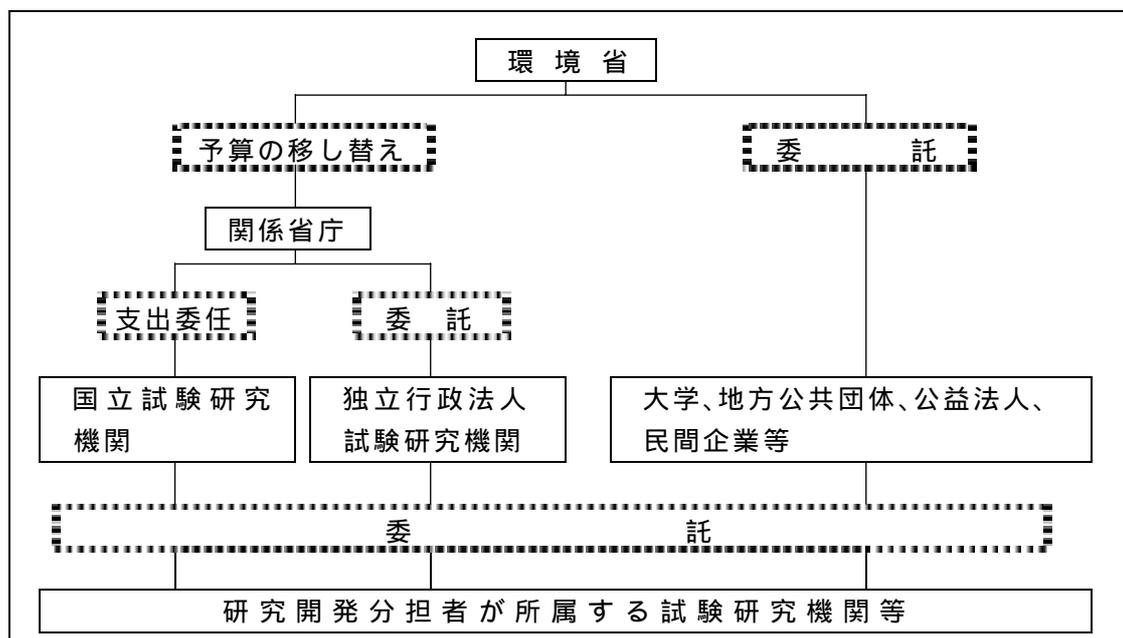


図 研究開発費の流れ

(4) 研究開発費として計上できる経費の範囲

研究開発費として計上できる経費は、研究開発計画の実施及び成果のとりまとめに必要な経費とし、主なものは次のとおりとする。

ア．直接経費（研究開発に直接的に必要な経費）

非常勤職員手当、諸謝金、職員旅費、試験研究旅費、外国旅費、委員等旅費、試験研究費（備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金、雑役務費、外注費）、委託費

イ．間接経費（研究開発の実施に伴う試験研究機関等の管理等に必要な経費。別紙参照）

直接経費の30%相当とする。ただし、直接経費の30%相当を受け入れられない場合において、当該研究開発課題の採択内定後、その理由を付して申し出る場合は、この限りではない。

次の経費は直接経費として計上できない。

ア．建物等施設に関する経費

イ．試験研究機関等として通常備えるべき設備備品を購入するための経費

ウ．研究開発実施中に発生した事故・災害の処理のための経費

エ．その他研究開発に関連性の無い経費

(5) 研究開発費の執行の管理

研究開発費の使用、配分等の執行については、試験研究機関等の経理担当部局が適切に管理するものとする。

6．研究開発代表者、研究開発分担者の責務

(1) 研究開発代表者の責務

研究開発代表者は、応募した課題が採択されたときは、研究開発の実施及びとりまとめ並びに研究開発費の適正な執行について全ての責任を有するとともに、次の事項を行うものとする。

研究開発の実施にあたっては生命倫理・安全に関する指針等の関係法令等を遵守するとともに、研究開発を着実かつ誠実に行うこと。

経費（研究開発分担者に配分された経費を含む。）の支出について、所属する試験研究機関等の事務局と協力して把握・管理するとともに、環境省の求めに応じて報告すること。

採択された課題は成果発表並びに評価要領に規定する中間評価、事後評価及び追跡評価の対象となることから、環境省の求めに応じて、これらに必要な資料の提出又は説明を行うこと。

毎年度、研究開発の進捗状況についてとりまとめ、進捗状況報告書（研究開発が終了したときにあつては、研究開発成果報告書）として提出すること。

進捗状況報告書及び研究開発成果報告書には、次の事項を記載すること。

ア．研究開発の概要、年次計画

イ．当該年度（研究開発成果報告書にあつては、全年度。以下同じ。）の研究開発の実施内容と結果

ウ．研究開発成果報告書にあつては、研究開発の成果のまとめ

エ．当該年度の研究開発に係る成果の発表等（論文発表、特許取得、取材対応等）の状況

研究開発成果の学会誌、学術図書への投稿、掲載等により成果の積極的な普及に努めるものとする。また、その場合には、本制度の研究開発成果（又はその一部）である旨を記載するとともに、速やかに当該印刷物を環境省に送付すること。

(2) 研究開発分担者の責務

研究開発分担者は、分担する共同研究開発プロジェクトの実施及びとりまとめ並びに配分された研究開発費の適正な執行について責任を有するとともに、研究開発代表者が行う上記 から までの事項について必要な協力を行うこと。

なお、研究開発代表者に対して行う報告は、委託契約に基づき、研究開発分担者の所属する試験研究機関等から行うものとする。

7. 注意事項

(1) 研究開発代表者及び研究開発分担者は、本制度への応募後、当該応募に係る課題と内容が同様と認められる課題について、他の競争的研究資金による助成が決定した場合は、直ちに環境省に連絡するものとする。なお、競争的研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部を他府省を含む他の競争的研究資金担当課（独立行政法人である配分機関を含む。以下同じ。）に情報提供する場合がある。また、不合理な重複及び過度の集中があった場合には採択しないことがある。

(2) 応募書類に事実と異なる記載をした場合は、課題の不採択、採択の取消し、委託契約の解除、研究開発費の返還又は減額配分を含む措置をとることがある。

(3) 研究開発費の不適正な経理処理があった場合又は偽りその他不正の手段により研究開発費の配分を受けた場合において、研究開発代表者又は研究開発分担者が関与した場合は、「環境省の所管する競争的研究資金制度における不適正経理に係る研究費の執行停止等に関する規定（平成17年3月22日環境省）」により、応募資格の制限等の措置をとるほか、他府省を含む他の競争的研究資金担当課に当該不適正経理又は不正受給の概要（研究開発代表者名又は研究開発分担者名、制度名、所属機関名、課題名、予算額、研究年度、不正の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究資金担当課によって、所管する競争的研究資金への応募が制限される場合がある。また、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）（平成18年8月31日総合科学技術会議）」の考え方を当推進費に適用するため、今後、必要な確認書類等を求めることがある。

(4) 研究上の不正に関し、環境省では今後、「研究上の不正に関する適切な対応について（平成18年2月28日総合科学技術会議）」に則った対応指針等を策定する予定である。指針等の策定後は、本

制度で実施する研究開発課題に適用するものとする。従って、今後、本制度における研究課題の実施において研究上の不正行為（研究データのねつ造、改ざん、盗用等）があったと認定された場合、当該研究に係る資金の配分の中止等、必要な措置を講ずることがある。

- (5) 研究開発代表者は、天災地変その他やむを得ない事由により課題の全部又は一部の遂行が困難となった場合は、研究の中止等について環境省と協議するものとする。
- (6) 新規課題の採択は、外部有識者からなる総合研究開発推進会議における評価結果を踏まえ、決定しており、検討員名は課題採択後ホームページで公表するが、研究開発代表者及び研究開発分担者においては、採択後も評価に係る事項についての検討員との一切の接触を禁止するものとする。

8. 応募書類の提出

(1) 応募書類の提出方法

応募者は、本公募要領を熟読した上で、別添の応募様式に必要事項を記載し、持参、郵送、又は宅配便により環境省へ提出すること。郵送又は宅配便の場合は、簡易書留等を利用し、配達されたことが証明される方法により提出することが望ましい。なお、当該応募期間は電子申請システムの見直し作業中のため、電子申請による受付は行いません。

(2) 応募様式の入手方法

応募様式は、原則として、環境省のホームページからダウンロードして入手すること。

<http://www.env.go.jp/policy/tech/suishin.html>

なお、本公募要領の郵送を希望する場合は、(6)提出及び問い合わせ先あてに返信用封筒（200円切手を貼付し、郵送先を明記のこと。）を同封の上、請求すること。

(3) 受領の確認

持参の場合

応募書類中の受領書に所要の事項を記載して返却する。

郵送又は宅配便の場合

受領書に記載されたFAX番号あてに受領書をFAXする。

(4) 提出期間

平成19年2月8日（木）～19年2月28日（水）

午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時45分まで

ただし、次に掲げる日は持参による提出の受付を行わない。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

郵送又は宅配便の場合は、提出期間内に必着のこと

(5) 提出部数

2部（正本1部、写し1部）及び電子媒体1式とする。

一枚の電子媒体（CD-R等）に全ての情報を収録するとともに、郵送等に当たり破損しないよう適切に梱包すること。

(6) 提出及び問い合わせ先

環境省総合環境政策局総務課環境研究技術室 「環境技術開発等推進費」係 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館 TEL：03-3581-3351（代表）内線6246 e-mail：so-suishin@env.go.jp（問い合わせ専用アドレス）

(7) 留意事項

応募書類は、返還しない。

電子媒体は、下記の方法に準じてファイルを作成し、これを電子媒体に格納すること。電子媒体には、「推進費応募(研究開発代表者の名前を記入すること)」と記載したラベルを貼付すること。

添付ファイル名

- ・ 応募様式は一つの電子ファイルにまとめ、ファイル名は研究開発代表者の名前(漢字のフルネーム)とすること。

例：環境太郎.doc

- ・ 補足説明図等の添付書類は、応募様式のファイルとは別のファイルとして作成して添付すること。

例：環境太郎-1.doc、環境太郎-2.ppt

添付ファイルの作成

- ・ 応募様式に係る添付ファイルの作成は、Word2002(これより古いバージョンを含む。)により行うものとする。
- ・ 補足説明図等に係る添付ファイルの作成は、Word2002、PowerPoint2002又はExcel2002(これより古いバージョンを含む。)により行うものとする。
- ・ 使用するフォントは一般的に用いられているものとし、文字化け、誤字脱字の原因となるので、特殊な文字、記号を使用しないこと。
- ・ 添付ファイルは自動解凍ファイル等、圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくするよう工夫すること。特に図表等を挿入する場合でも、ファイルの容量は500KB程度を上限とすること。
- ・ 添付ファイルにマクロ等の機能を付与しないこと。

9. その他必要な事項

特許権等の研究開発の成果は、委託契約に基づき、受託者に帰属させ得るものとする。

進捗状況報告書(研究開発が終了したときあつては、研究開発成果報告書)に係る著作権は、環境省に帰属するものとする。

今後の環境研究・技術開発の基本理念、重点領域などの内容については、「環境研究・環境技術開発の推進戦略について(答申)(平成18年3月中央環境審議会)」を参照のこと。

<http://www.env.go.jp/council/toshin/t02-h1807.html>

評価を実施するに当たっての評価方法等を定めた指針については、「環境省研究開発評価指針(平成18年10月19日総合環境政策局長決定)」を参照のこと。

<http://www.env.go.jp/policy/tech/guide.html>

競争的研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な措置については、「競争的資金の適正な執行に関する指針(平成18年11月14日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)」を参照のこと。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/press/sisinkaisei.pdf>

研究開発費の不適正な経理処理に関する規定については、「環境省の所管する競争的研究資金制度における不適正経理に係る研究費の執行停止等に関する規定（平成17年3月22日環境省）」を参照のこと。

<http://www.env.go.jp/policy/tech/futekisei.pdf>

公的研究費の不正使用等に関し、各研究機関等において今後取り組むべき事項等については、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）（平成18年8月31日総合科学技術会議）」を参照のこと。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken060831.pdf>

研究上の不正行為に関する対応方針等については、「研究上の不正に関する適切な対応について（平成18年2月28日総合科学技術会議）」を参照のこと。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken060228.pdf>

間接経費の主な使途の例示

管理部門に係る経費

- 施設管理・設備の整備、維持及び運営経費
- 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費

など

研究部門に係る経費

- 共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

- 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

- 特許関連経費

- 研究棟の整備、維持及び運営経費

- 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費

- 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費

- 設備の整備、維持及び運営経費

- ネットワークの整備、維持及び運営経費

- 大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費

- 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費

- 図書館の整備、維持及び運営経費

- ほ場の整備、維持及び運営経費

など

その他の関連する事業部門に係る経費

- 研究成果展開事業に係る経費

- 広報事業に係る経費

など

上記以外であっても、研究機関の長が研究開発課題の遂行に関連して間接的に必要と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。